

## 平成23年度主要な政策に係る評価書(概要)

行政分野	主要な政策		基本目標	政策全体の総括的な評価
行政改革・行政運営	政策1	国家公務員の人事管理の推進	的確な人事管理を推進し、公務員が能力を発揮できる環境を整備すると共に、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。	各種施策の目標の達成状況について、国家公務員制度に関する制度の適切な運営・改善に向け、前進しているものと評価できる。また、あらかじめ目標値を設定した施策のうち、目標として掲げる水準に達したものについては、着実な成果をあげている。他方、目標として掲げる水準に達しなかったものについても、大半が前年度と比較して数値が増加しているため、更に改善を図り、施策を推進していく必要がある。
	政策2	適正な行政管理の実施	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。	<p>国の行政組織等の減量・効率化については、定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じ、厳しい増員抑制等により、平成23年度においては、1,300人の定員純減を確保する一方、治安や安全・安心など重要な部門・施策には重点的に増員措置することにより、行政需要に応じたメリハリのある定員配置を実現した。また、機構についても、既存組織の合理的再編成を基本に、各府省の組織再編を認めた。今後も計画的な定員の合理化と行政需要に応じた定員審査、既存組織の合理的再編成等を通じて、一層の減量・効率化に向けた取組を継続する。</p> <p>行政手続制度について、施行状況調査の結果を見ると、意見提出期間30日以上を確保した件数の割合及び結果公示までの期間が5日未満の件数の割合は高い水準で推移しており、概ね適正かつ円滑な運用が行われ、行政運営における公正の確保及び透明性の向上が図られているものといえるが、命令等の制定から長期間結果公示が実施されない例なども見られることから、引き続き、各府省等に対し、通知や研修等を通じて、制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行っていく。</p> <p>行政不服審査制度については、施行状況調査の結果を見ると、審査請求の処理期間が6か月以内である件数及びその割合が減少する一方、1年を超える件数及びその割合が増加するなど、審査請求の処理期間が長期化しているものも見られることから、引き続き通知や研修等を通じて、各府省に対し、事務処理の迅速化等に努めるよう注意喚起を行っていく。なお、公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済の実現を図るべく、施行状況調査の結果を行政救済制度検討チームにおいて活用し、行政不服審査法の見直しを進めているところである。</p> <p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、平成21年度の施行状況調査ではおおむね前年度の指標を上回っており、適正かつ円滑な運用が図られているが、いまだ、開示請求から30日を超えて開示決定等がされたものや、監査未実施、個人情報の漏えい等事案も存在する。このため、引き続き、連絡会議や研修等において、両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。</p>
	政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善	行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。	<p>行政評価局調査については、行政評価局調査に係る勧告等に基づく、各府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善について、一定の効果を上げているが、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化という課題が認められ、さらなる行政評価局調査の迅速かつ的確な実施に向けて、常時監視活動の強化、調査の多様化、マネジメント改革の推進等を始めとする措置を着実に推進する必要がある。</p> <p>政策評価の推進については、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の取りまとめ、租税特別措置等に係る政策評価の厳格な点検結果の税制改正作業へ提供などの取組が実施されたこと及び目標管理型の政策評価に係る評価書について統一的な標準様式の導入など改善方策の検討を行ったことは、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任に一定の効果を上げていると評価できる。今後、各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、引き続き、情報公開の徹底、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化等を図るとともに、政策評価制度について、課題を整理し、更なる改善に向け、必要な措置について検討を行う。</p> <p>行政相談の推進については、行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)による重視すべき成果についての目標を設定したところ、指標に係る件数が、いずれも前年度比で増加した(37%~70%)ことは、一定の効果があつたと評価できる。</p> <p>年金記録に関するあっせん等の実施については、着実に処理を推進し、目標を達成することができており、引き続き事案処理の迅速化に取り組む。今後の年金記録確認体制の検討については、平成23年6月に公表された「年金記録確認第三者委員会報告書」においても政府における早急な検討・必要な対応の実施を強く要請されていること、行政評価機能の抜本的強化が求められ、第三者委員会業務に従事する職員を本来業務へ戻すことが不可欠であることを踏まえ、業務移管を実現し、新たな年金記録確認体制の構築に向け引き続き厚生労働省との調整を行う。</p> <p>当該政策全体として、各府省における行政制度・運営の改善のため、一定の効果を発揮していると評価できるが、更なる国民に信頼される質の高い行政の実現に向けて、行政評価機能の一層の強化に取り組む必要がある。</p>

行政分野	主要な政策		基本目標	政策全体の総括的な評価
地方行財政	政策4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。	地方自治法の改正や地方行革の取組等により、地方行政体制整備は着実に進められている。また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言により、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立に向けた取組が推進されている。今後もこうした地方行政体制の整備により、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立を目指す。
	政策5	地域力創造	活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援する。	地方公共団体が地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策の推進に積極的に取り組んでいるほか、平成22年度は、全国9ブロックで緑の分権改革・地域力創造施策説明会を開催し、地域力創造グループで展開する各種施策を地方公共団体に広く説明を行い、積極的に周知を行ったところである。その結果、「緑の分権改革」に取り組む地方公共団体が1年間で251団体から562団体に増加したことをはじめ、定住自立圏構想に取り組む意思を示す中心市宣言を実施した地方公共団体数が69団体に達するなど地域力を高める施策に取り組む地方公共団体は着実に増加し、全国的に広がりを見せているところである。今後は、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。
	政策6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。	平成23年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。その結果、地方交付税については、前年度よりも0.5兆円増額して17.4兆円を確保し、地方の一般財源総額も前年度を0.1兆円上回る額を確保できた。 また、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、新たな償還計画を定め、着実な償還を開始するとともに、近年発行額が急増していた臨時財政対策債についても、地方交付税を増額確保するなどにより、できる限りその発行額の抑制に努め、前年度比1.5兆円の大幅な減額を行った。 さらに、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成21年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、経営健全化計画を策定することにより、経営の健全化に向けた取組が進展した。
政策7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	地域主権改革を推進するための税制を構築する。	平成23年度税制改正は、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実する観点から税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直すとともに、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができる仕組みや過疎地域等における地域公共交通確保維持のための自動車取得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税措置にするなど、地方団体の判断に委ねる税負担軽減措置を設けており、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効な改正と考えられる。 また、平成23年度税制改正大綱では、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととされたことから、これの検討を進めるとともに、引き続き、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していく。	
選挙制度等	政策8	選挙制度等の適切な運用	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。	<p>【総括的評価】 各施策において、その目標は概ね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については次のとおりである。</p> <p>【公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること】 社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>【公明かつ適正な選挙執行を実現すること】 有権者の投票参加のための環境整備や政治意識の向上を図るための選挙啓発を進めることは、民主政治の根幹をなす投票参加を支える重要な施策であることから、選挙実施時だけでなく常時においてもこれを推進していく必要がある。</p> <p>【政治資金・政党助成制度の適切な運営】 政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

行政分野	主要な政策		基本目標	政策全体の総括的な評価
電子政府・電子自治体	政策9	電子政府・電子自治体の推進	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。	<p>ICTを活用した国民利便性の向上、行政運営の透明化の推進については、国民や企業による利用頻度が高い手続について一層のオンライン利用の促進を図ったうえ、電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数が年々増加していること等から、一定の成果が得られたものと評価できる。また、ICTを活用した行政運営の効率化については、各府省の業務・システム最適化計画が着実に実施されたことにより、当初計画において試算されていた経費削減効果を上回る595億円の運用経費削減を達成した。</p> <p>今後は、IT戦略本部で決定された「電子行政推進に関する基本方針」に基づいて、政府情報システムの統合・集約化、共通機能の一元的提供等を行う基盤として政府共通プラットフォームを整備するなど、政府のITガバナンスの確立・強化に取り組む。また、「新たなオンライン利用に関する計画」に基づいて、費用対効果を踏まえながら、ICTを活用した業務プロセスの見直しを推進するなど、より一層の国民利便性の向上・行政運営の効率化に取り組む。</p> <p>自治体クラウドについては、開発実証事業や推進本部の下に設置した有識者懇談会での検討を踏まえ、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展。実際に多くの事例において情報システムの効率化や費用削減の効果が表れており、自治体クラウドは効率的な電子自治体の基盤構築に寄与するものとして一定程度の成果を上げているものと評価。引き続き一層の行政運営効率化や住民サービスの利便性の向上、災害に強い電子自治体の基盤構築を推進する観点から、取組の強化を図る必要がある。</p>
情報通信 (ICT政策)	政策10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。	<p>平成22年度の総務省における情通信技術の研究開発については、設定目標を全て達成しているという外部専門家の評価を得ている。また、戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)、地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)における多くの課題についても設定目標を全て達成しているという外部専門家の評価を得ており、ユビキタスネットワーク社会の実現に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。</p> <p>また、国内外の標準化・技術動向等を調査し、情報通信審議会等における標準化重点分野の選定に活用するとともに、選定された標準化重点分野について、実証等から得られた技術仕様を関係企業等から構成するフォーラム等で情報共有し、標準化活動の取組を推進するなど、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。</p> <p>なお、「グリーンネットワーク基盤技術の研究開発」等、終了した研究開発の詳細な事後事業評価は別添のとおり。</p>
	政策11	情報通信技術高度利活用の推進	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネットワーク社会を実現する。	<p>基盤技術の確立、制度整備等を目的とする実証実験をはじめ、本政策に属する事業は、行政の政策的な要請に基づき実施しているものであるが、より効率的に政策を実施するために、一部の事業について、受託者に委託費の一定額を想定して負担してもらうこととして公募する、中間検査を実施する等、推進体制、評価の在り方等について見直し・改善に向けた検討を行うなど、効率性に配慮しながら施策に取り組んだ結果、基本目標達成に向けた効果的な取組が行われているものと認められる。</p> <p>今後は、引き続き関係省庁とも密接に連携し、有効性の確保に努めるとともに、高等教育機関、民間企業等との産学官連携や、事業委託先への実地検査や中間検査により、効率的に政策を推進していく。さらに、主体、分野に閉じない情報流通・利活用のための共通基盤として、情報・知識やサービスの連携・共有環境の整備のための汎用性ある技術・運用ルールと、情報セキュリティ、ICT人材等とが整った環境(情報流通連携基盤)の整備の推進に取り組むこととする。</p>
	政策12	放送分野における利用環境の整備	放送のデジタル化の推進やメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。 また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。	<p>国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)の指標等をみると一定の有効性等があったものと認められる。</p> <p>「放送政策の推進」については、マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しを行うなど、放送の普及及び健全な発達に寄与したものと認められる。</p> <p>「我が国の放送方式の海外普及」については、平成22年度において、新たにコスタリカ、パラグアイ、ボリビア、ウルグアイの中南米諸国及びフィリピンにおいて我が国の地上デジタル放送方式の採用が決定し、着実に成果を上げているものと認められる。</p> <p>「国際放送の強化」については、視聴可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を進めており、着実に成果を上げているものと認められる。引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>
政策13	情報通信技術利用環境の整備	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。	<p>公正競争ルールの整備、電気通信分野の消費者行政の推進、インターネットの高度化、情報セキュリティの強化、基準認証制度の推進について、以下のとおり着実に成果を上げていることから、引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p> <p>公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。</p> <p>電気通信分野の消費者行政の推進に当たっては、迷惑メール対策について、前年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策については、中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。</p> <p>インターネットの高度化に当たっては、IPv6 対応について、実証実験を実施し、IPv6 で構築・運用できる人材育成を図っている。</p> <p>情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また、平成21年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。</p> <p>基準認証制度の推進については、我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査や各国基準認証制度の動向調査を着実に実施することにより、基準認証制度の適正・健全な運用の確保を図っている。</p>	

行政分野	主要な政策		基本目標	政策全体の総括的な評価
情報通信 (ICT政策)	政策14	電波利用料財源電波監視等の実施	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。	<p>電波利用の拡大に伴い、無線局数の増加や新たな無線システムの導入等により周波数が逼迫している中、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている</li> <li>・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている</li> <li>・電波の安全基準に関する課題の優先順位付けをしつつ、研究等を着実に実施している</li> <li>・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を着実にやっている</li> <li>・無線局が増加し続けている中、総合無線局監視システムは着実に運用されているほか、電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している</li> <li>・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している</li> <li>・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している</li> <li>・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している</li> </ul> <p>ことから、電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果をあげているものと認められる。引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>
	政策15	ICT分野における国際戦略の推進	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。	<p>上記の分析を踏まえると、二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、ICT先進国である米国や韓国等をはじめとした各国との間でICT分野における連携を強化するとともに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN諸国等のICT分野に関する途上国と協力を推進する枠組みへの合意等により協力関係を構築し、さらに、国際的なデジタルディバイドの解消に資するICT分野に関する人材育成セミナー等の開催や国際機関等への貢献等を着実に実施していることから、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。これらの取組については、今後も引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための協調及び貢献に取り組んでいく必要があるが、その実施に当たっては、我が国の成長分野であるICT産業の海外展開が喫緊の課題となっていることも踏まえ、戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>また、海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施及びICT先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により、我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。地上デジタル放送方式の海外展開等における重点的な取組など、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、今後もICT海外展開の推進等の複数の施策を総合的に着実に展開していく必要がある。</p>
郵政行政	政策16	郵政行政の推進	郵政改革を円滑に推進することにより、現在の郵政民営化が有している諸問題を解決し、国民の権利として郵政事業に係る基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。	<p>「郵政改革の基本方針」に基づき平成22年4月30日に閣議決定され第174回国会(常会)に提出された郵政改革関連法案は参議院において審議未了・廃案となったものの、同様の内容の郵政改革関連法案を平成22年10月8日に改めて閣議決定し、第176回国会(臨時会)に提出、第177回国会(常会)に継続審議となった。その後、郵政改革法案の審議に向けて、平成23年4月12日に衆議院に郵政改革に関する特別委員会が設置されたところである。今後は、郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するため、郵政改革関連法案の国会における審議状況等を踏まえつつ、郵政行政を適切に推進していくことが求められる。</p> <p>また、国際郵便等の分野においては、UPIにおける議論に積極的に参画し制度改正を図ることで利用者利便の向上に寄与した。さらに、信書便事業分野においては、制度整備や周知・広報活動等によって新規事業者の参入が促され、利用者の選択の機会が拡大している。</p> <p>このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと認められる。</p>

行政分野	主要な政策		基本目標	政策全体の総括的な評価
	政策17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進する。	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくという目標については、戦災に関する展示会の来場者数の着実な増加が図られており、効果が上がっていることから、今後も引き続き推進していく必要がある。兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進していくという目標については、展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなど直接学習の機会を提供したことで一定の効果は得られているが、事業を推進するため、来場者数増につながるより効率的、効果的な手法を検討する必要がある。
	政策18	恩給行政の推進	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。	恩給受給者等に対するサービスの向上に関する4つの指標のうち、3つの指標について目標を達成できており、全体として目標達成に向けた着実な取組がなされている。今後も引き続き、恩給受給者等に対するサービスの一層の向上に努める必要がある。
	政策19	公的統計の体系的な整備・提供	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計体系の整備や国際協力については、目標はほぼ達成されており、これらは効果的に進められていると評価できる。</li> <li>○ 統計調査の実施等については、目標はほぼ達成されており、これらは効果的に進められていると評価できる。</li> <li>○ 統計調査等業務の最適化については、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の掲載データの充実を図ることなどにより目標としているアクセス件数を達成していることから、統計情報の的確な提供に資するものとなっていると評価できる。今後は、統計利用者や各府省からの要望、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画や当計画に基づき運用している「政府統計共同利用システム」に関する諸課題の把握を行い、必要に応じて最適化計画の改定を行う。</li> </ul>
国民生活と 安心・安全	政策20	消防防災体制の充実強化	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。	<p>本政策において、指標の達成状況を見ると、「緊急消防援助隊の登録隊数」、「公共施設等の耐震率」、「住宅火災による死者数」など目標年度に向けて着実に実施している。また、「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など、平成22年度の目標を達成した施策もあり、基本目標に向けて着実に取組の効果が現れていることが認められる。なお、目標を達成できていない指標については、今後も、引き続き目標達成に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災や全国各地で自然災害による被害が発生していること、また、その他東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生切迫性が指摘されていることも踏まえ、今後も緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。</p> <p>また、地方公共団体における国民保護の取組について、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させ、繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。</p> <p>消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進についても課題となっている。</p> <p>年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、平成23年6月からの設置義務化を受け、より一層普及促進を図っていく。また、近年は、火災被害の中心がかつての大規模事業所から小規模事業所や福祉施設等に変化していることなども踏まえ、火災予防行政の枠組みの実効性の確保、火災予防に係る規制体系の再構築について検討するなど、建築物における防火安全対策が重要な課題となっており、危険物施設における事故対策についても重要な課題である。</p> <p>これらの課題に対し消防庁では、引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。</p>